2　算定政令第二条第二項第二号に掲げる負担調整前確定医療費拠出金の額に乗ずる退職被保険者等加入割合は、各退職被保険者等所属都道府県の当該年度の前々年度の各月末における退職被保険者等の総数を当該退職被保険者等所属都道府県の同年度の各月末における被保険者の総数で除して得た率（その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

（保険料の額の合算額の特例）

第一条の三　算定政令第四条の五第一項第三号に規定する被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定める割合は、各年度につき、次の各号に掲げる退職被保険者等所属市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該年度の前年度において当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村の同年度の退職被保険者等に係る保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の平均収納割合（当該各号に該当した全ての退職被保険者等所属市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された当該退職被保険者等所属市町村の全ての退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された当該退職被保険者等に係る保険料の額の割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た割合とする。）をいう。）とする。

一　被保険者の数が一万人未満である退職被保険者等所属市町村

二　被保険者の数が一万人以上五万人未満である退職被保険者等所属市町村

三　被保険者の数が五万人以上十万人未満である退職被保険者等所属市町村

四　被保険者の数が十万人以上である退職被保険者等所属市町村

2　当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額の割合（その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。）が前項に定める割合に満たない退職被保険者等所属市町村（厚生労働大臣が認める災害その他特別の事情により当該割合に満たない退職被保険者等所属市町村を除く。）についての算定政令第四条の五第一項第三号に規定する保険料の額の総額は、当該退職被保険者等所属市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に当該年度の前年度以前に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料であつて当該年度において収納されたものの額の総額（以下「過年度分退職被保険者等保険料収納総額」という。）を加えて得た額とする。ただし、当該年度における第二号に規定する退職被保険者等に係る保険料収納割合が同号に掲げる割合（次項において「基準収納割合」という。）以上である場合にあつては、同年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額とする。

一　当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額

二　当該年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年度における退職被保険者等に係る保険料収納割合（各年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の総額に対する当該各年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の総額の割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。）をいう。以下同じ。）を合算して得た割合を三で除して得た割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。）

2　算定政令第二条第二項第二号に掲げる負担調整前確定医療費拠出金の額に乗ずる退職被保険者等加入割合は、各市町村の当該年度の前々年度の各月末における退職被保険者等の総数を当該市町村の前々年度の各月末における被保険者の総数で除して得た率（その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。）とする。

（保険料の額の合算額の特例）

第一条の三　算定政令第四条の五第一項第三号に規定する被保険者の数等を勘案して厚生労働省令で定める割合は、各年度につき、次の各号に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ前年度において当該各号に該当したすべての市町村の前年度の退職被保険者等に係る保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下同じ。）の平均収納割合（当該各号に該当したすべての市町村において前年度に納付すべきものとして賦課された当該市町村のすべての退職被保険者等に係る保険料の額の合計額に対する前年度において収納された当該市町村のすべての退職被保険者等に係る保険料の額の割合（その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た割合とする。）をいう。）とする。

一　被保険者の数が一万人未満である市町村

二　被保険者の数が一万人以上五万人未満である市町村

三　被保険者の数が五万人以上十万人未満である市町村

四　被保険者の数が十万人以上である市町村

2　当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の合計額に対する当該年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の合算額の割合（その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。）が前項に定める割合に満たない市町村（厚生労働大臣が認める災害その他特別の事情により当該割合に満たない市町村を除く。）についての算定政令第四条の五第一項第三号に規定する保険料の額の合算額は、当該市町村につき、第一号に掲げる額に第二号に掲げる割合を乗じて得た額に前年度以前に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料であつて当該年度において収納されたものの額の合算額（以下「過年度分退職被保険者等保険料収納合算額」という。）を加えて得た額とする。ただし、当該年度における第二号に規定する退職被保険者等に係る保険料収納割合が同号に掲げる割合（次項において「基準収納割合」という。）以上である場合にあつては、当該年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の合算額とする。

一　当該年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の合計額

二　当該年度、前年度及び前々年度における退職被保険者等に係る保険料収納割合（各年度に納付すべきものとして賦課されている退職被保険者等に係る保険料の額の合計額に対する当該各年度において収納された退職被保険者等に係る保険料の額の合算額の割合（その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合とする。）をいう。以下同じ。）を合算して得た割合を三で除して得た割合（その割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合）とする。